



環境配慮型水路とは水路内に生息しているカエルやカニ等に対して、水路から這い上がるためのスロープを設け、生息環境の保全に努めるものです。

基盤整備促進事業 庄下東部2期地区 庄下4号排水路第3工区整備工事(環境配慮型排水路)



ご挨拶

理事長 吉田 孝夫

新緑が眩しい季節となりました。組合員の皆様には、日頃より砺波市土地改良区の運営並びに農業農村整備事業の推進にご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、農林水産省は制定から24年経過した食料・農業・農村基本法の基本理念見直しの方向性を示しました。

世界人口の増加やウクライナ危機など、情勢の変化によって国際的な食糧供給が不安定化しており、日本経済の地位低下に伴い、輸入依存リスクが高まっています。

食料安全保障の確立は、過度な輸入依存からの脱却と国内農業生産の増大にあります。持続的農業の実現には、市場で決まる農産物価格が生産費をカバーし、しかるべき労働報酬が得られているかが問われ、再生産可能な価格形成の在り方の検討が、論点として挙げられています。

また、先が見えない世界のエネルギー戦略、資源争奪戦の中にあって、食料安全保障の確立は、喫緊の課題であり、政府は食料安全保障強化に向けた構造転換対策として、

補正予算を含め1,925億円を措置し、畑作物の本作化、肥料・飼料対策を軸とする構造転換対策がスタートします。

次に、国の今年度農業農村整備事業予算は、4年度補正を含め6,134億円と、前年度と同水準が維持され、砺波市を始め富山県のご理解を頂き、当該する土地改良事業が予定通り進められることを大変有難く思っています。

主な事業の動向として、県営農地整備事業については、継続の種田、五鹿屋花島、五鹿屋鹿島、柳瀬に加え、五鹿屋荒高屋地区が新規着工となります。庄川右岸地域用排水対策は国との協議が整い、県営事業として新規着工となります。

更に、地域の実情を踏まえ、団体営事業等につきましても最善を尽くすと共に、健全運営に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

目次

■ ご挨拶	P 1
■ 臨時総代会／令和3年度財務状況の公表	P 2
■ 新規事業 五鹿屋荒高屋地区	P 3
■ 令和5年度予算／通常総代会	P 4
■ 賦課金納入／施工工事の紹介	P 5
■ お問い合わせ	P 6

第38回 臨時総代会 開催

開催日 令和4年11月12日(土)
場 所 砺波市庄川生涯学習センター
総代数 89名 出席者数 81名
議 長 小幡 孝三 総代

付議事項

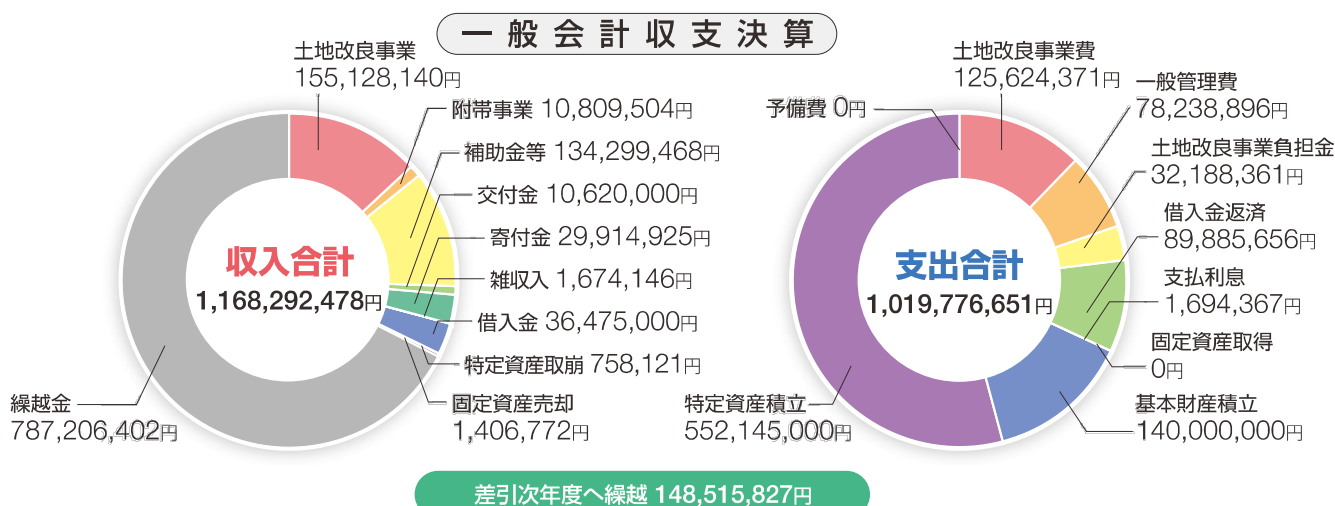
- 議案第13号 令和3年度事業報告及び収支決算並びに財産目録
議案第14号 定款の一部変更について
議案第15号 規約の一部変更について
議案第16号 令和4年度事業計画の変更及び収支補正予算
議案第17号 令和4年度長期借入金及び短期借入金の借入変更について
議案第18号 県単独農業農村整備事業にかかる債務負担行為(ゼロ県債)工事の実施について

※上程された議案はすべて議決されました。



令和3年度財務状況の公表

(令和4年5月31日調製)



基本財産及び特定資産の令和3年度末残高

(単位：円)

名 称	令和3年度末残高
基 本 財 産	140,000,000
特 定 資 産	551,386,879
職員退職給付引当積立資産	18,018,879
役員退任功労金積立資産	1,489,000
運 営 積 立 資 産	313,652,000
土 地 改 良 事 業 積 立 資 産	218,227,000

令和3年度 財産目録

(単位：円)

(1) 資産の部

1. 流動資産 840,293,030
 - ・現金及び預金 148,515,827
 - ・未収賦課金 151,324
 - ・特定資産(出資金) 239,000
 - ・特定資産 691,386,879
2. 固定資産 27,126,335
 - ・土 地(鷹栖・金屋地区) 13,623,722
 - ・機械器具 車輛1台 1,150,000
 - ・備 品 事務所備品 12,352,613
- 資産合計 867,419,365

(2) 負債の部

1. 長期負債 404,382,559
 - ・株式会社 日本政策金融公庫(143件) 392,640,300
 - ・とнами野農業協同組合(4件) 5,053,259
 - ・全国土地改良事業団体連合会(3件) 6,689,000
2. 短期負債 691,386,879
 - 基本財産積立金 140,000,000
 - 職員退職給付引当積立資産 18,018,879
 - 役員退任功労金積立資産 1,489,000
 - 運営積立資産 313,652,000
 - 土地改良事業積立資産 218,227,000
- 負債合計 1,095,769,438

新規事業 県営農地整備事業 五鹿屋荒高屋地区



本地区は、昭和45年から53年にかけて県営ほ場整備事業五鹿屋地区で整備された地域である。

事業完了から約50年が経過しており、用水路は破損や目地の欠損等の老朽化による漏水が著しく、水管理に多大な労力と経費が必要となっている。排水についても、ほ場の排水不良化により農作業の支障となっている。

また、昨今農業生産費の低コスト化が求められていることから、ほ場の大区画を推進し、さらにはタマネギ栽培における排水性確保のための畝高の確保を目的として客土工を行う必要がある。

本事業により、農業用水路施設の機能を回復するとともに、一部ほ場の大区画化を行い、効率的な農作業を行うことにより生産コストの低コスト化を図る。併せて、担い手への農地集積を促進することで農業経営の効率化・安定化を図る。



五鹿屋花島地区 大区画参考写真

農業用水路安全対策ワークショップ

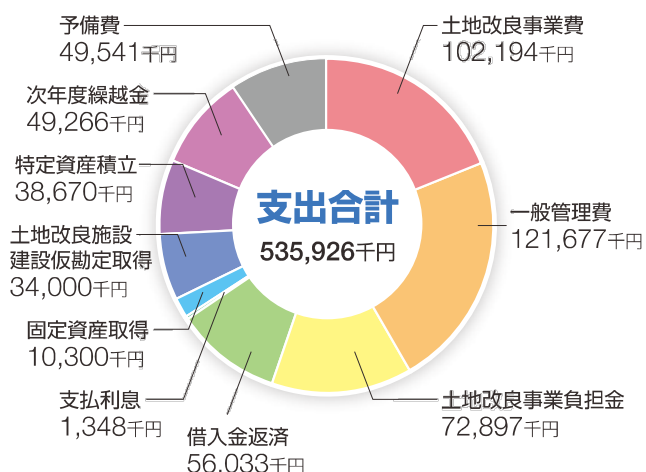
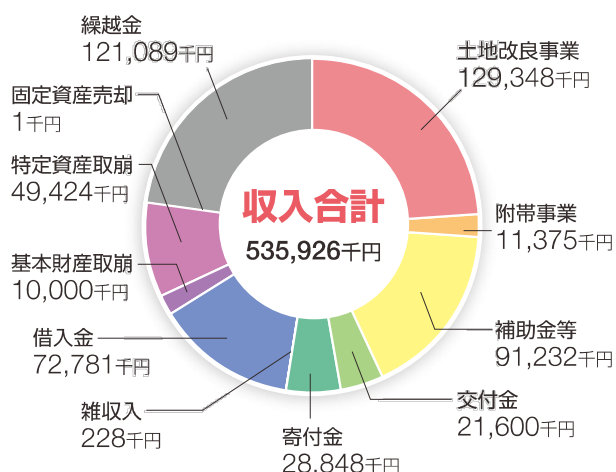
令和4年8月30日、庄川町高儀新・古上野地区において農業用水路安全対策ワークショップが開催されました。

当日は、危険箇所を把握するため事前に現地確認したマップを基に、参加者が3つの班に分かれて様々な意見を出し合い、班毎に意見をまとめ、発表されました。地域の実情に詳しい住民目線での危険箇所が明らかとなり、その後意見を集約した「危険箇所マップ」が作成されました。



完成した危険箇所マップ

令和5年度収支予算



基本財産及び特定資産の令和5年度末決算見込額

(単位：円)

基 本 財 産	130,000,000	特 定 資 産	557,031,000
---------	-------------	---------	-------------

令和5年度 賦課金納入について

令和5年度の当土地改良区の賦課金は下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。

賦課基準日 令和5年4月1日現在の土地原簿に記載された土地の地積による。

賦課徴収額 各地区委員会の賦課金の単価による。

徴収時期

《第1期》

納期 令和5年6月30日

経常賦課金(事務所費)	50%
経常賦課金(事務所費以外)	100%
特別賦課金	50%

《第2期》

納期 令和5年11月30日

経常賦課金(事務所費)	50%
特別賦課金	50%

※年賦課総額が20,000円未満の場合は、第1期に全額徴収させていただきます。

※口座振替の手続きをされている方は、領収書は通帳の記帳をもって代えさせていただきます。

令和4年度 とやま水土里賞表彰

令和4年10月13日(木) 氷見市芸術文化館においてとやま水土里フォーラムが開催され、とやま水土里コンクール知事賞・個人の部で般若地区の八田浩資さんが受賞されました。

長きにわたり水門番として、通水管理をはじめ取水口の水門管理、スクリーンのゴミの撤去に尽力され、また、円滑にファームポンドを利用できるよう関係組織と連絡調整を図り安定した用水の供給に貢献されました。



お悔み

庄下地区の総代 蔦雅毅さんが去る10月14日にご逝去されました。

蔦さんは、平成29年度に総代に就任され、これからもご活躍を大変期待されておりました。

これまでご尽力を賜りましたことに深く感謝申し上げ、謹んでご冥福をお祈りいたします。

第39回 通常総代会 開催

開催日 令和5年3月18日(土) 場所 砺波市庄川生涯学習センター 総代数 89名 出席者数 82名
議長 高橋 裕 総代



付議事項

- 議案第1号 令和4年度収支補正予算(第2回)
- 議案第2号 県営土地改良事業計画について
- 議案第3号 定款の一部変更について
- 議案第4号 令和5年度事業計画及び収支予算
- 議案第5号 令和5年度組合費の賦課及び徴収方法について
- 議案第6号 令和5年度長期借入金及び短期借入金について
- 議案第7号 令和5年度引当資産及び積立資産並びに余裕金の預入先について
- 議案第8号 令和5年度役員報酬及び費用弁償について
- 議案第9号 令和5年度農地転用等地区除外決済金について

※ 上程された議案はすべて議決されました。

令和4年度 施工工事の紹介〈工事完成写真〉

維持管理適正化事業 中野28号支線用水路整備工事（砺波市中野地内）



県単独農業農村整備事業 南高木4-3号用水路整備工事（砺波市高波地内）



県単独農業農村整備事業 苗加5-4号排水路整備工事（砺波市苗加地内）



のう ぎょう よう すい ろ
てん らく じ こ
**農業用水路への
転落事故に
気をつけて!!**

みんなと、おじいさん、おばあさんの命を守るために

! みなさんの住む地域には、水路がいろんなところにあります。水路に落ちてけがをする事故が発生しています。みなさんも、事故にあわないように気をつけましょう。

水路事故にあわないための
5つのあいことば!

じ 自分は大丈夫だと思わないでね!

こ 子どもだけでなく、家族のみんなにも声をかけよう!

な 慣れた道でも水路のそばは注意しよう!

く 暗くなるほど危ないよ!

す 水路のそばでは遊ばない!

春は1年の中で一番水が多く流れる時期です。
身近な水路やため池で事故は発生しています。
自分は大丈夫と思わないで転落事故に注意しましょう。



令和4年度県単独農業農村整備事業祖泉地区にて施工



水と土ネット
新しい農村を目指して

砺波市土地改良区

事務所 〒932-0314

富山県砺波市庄川町青島401番地
(砺波市役所庄川支所内)

T E L (0763)82-5801 FAX (0763)82-5826

H P <https://www.tym-midori.net/tonamishi/>

令和5年3月31日現在

受益面積 4,681.8ha 組合員数 5,594人
関係市町村 砺波市、高岡市、小矢部市、南砺市、富山市
組 織
総代 89名…任期 令和3年2月25日から令和7年2月24日
理事 21名・監事 4名…任期 令和3年4月1日から令和7年3月31日

お 願 い

次のようなときは、必ず土地改良区に届出をしてください。

(届出用紙は、事務所に準備してありますので必要な方はお電話ください)

◎組合員の資格に移動があった場合

- ・ 組合員の住所や組合員名を変更するとき。
- ・ 農地の売買、交換、贈与等で名義変更をされたとき。
- ・ 農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・ 組合員が亡くなられ農地を相続されたとき。

※これらの場合は、土地改良法により通知が義務付けられています。市や法務局等の公共機関で手続きを行っても直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意ください。

◎農地を転用する場合

- ・ 農地を転用するときは、農地転用等の通知書、地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の書類を提出してください。農地転用決済金の納付も必要です。
- ・ 土地改良区では、その転用により土地改良事業の受ける影響を調査検討したうえで「意見書」を交付します。

◎農地を公共用地(道路・河川・宅地等)に買収された場合

- ・ 地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の提出と農地転用決済金の納付が必要となります。

※これらの手続きが行われないと、土地改良区の地区から除外されずいつまでも賦課金が生じますのでご注意ください。

※「決済金」徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外等処理規程により事業負担金及び長期負債借入金並びに施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。

◎土地改良施設を使用する場合

- ・ 土地改良施設を農業用以外の目的で使用する時(水路を横断する橋梁の設置等)は、土地改良区への届出が必要です。他目的使用申請書の提出及び使用料を納付していただきます。

■組合員のみなさまへ

決算関係書類を組合員のみなさまへ公表しております。令和4年度決算分は、令和5年6月30日から公表いたします。
当土地改良区事務所で閲覧できますので、ご希望される方はお問い合わせください。